

2026 年度

「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」

研修員募集要項

2025 年 12 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

目次

【研修の沿革および目的】	2
【研修員】	2
1. 対象国および受入計画数	2
2. 研修概要	2
3. 資格要件	3
4. 所要経費	4
5. 応募書類	4
6. 応募書類の提出締切と提出方法	7
7. 受入決定	7
8. 研修員の資格取り消し	7
9. 帰国報告会	7
10. 施設利用	8
11. その他	8
【引率者】	8
1. 引率者の招へい	8
2. 2026 年度引率者選出国	9
3. 資格要件	9
4. 所要経費	9
5. 応募書類	10
6. 応募書類の提出締切と提出方法	12
7. 受入決定	12
【注意事項（研修員・引率者・ご家族の方）】	12

別紙 1 【研修員】応募様式

別紙 2 【引率者】応募様式

2026 年度
「日系次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」
研修員募集要項

【研修の沿革および目的】

中南米の日系社会では世代交代が進み、2世、3世以降が今後の日系社会を担う存在となっています。本研修は、今後の日系社会を担う世代に対する本邦での研修を通して、日本との関係強化や移住先社会の発展に貢献できるような人物を育成することを目的としています。本研修では、これまで来日機会に恵まれなかつた優秀な日系高校生が、本邦での様々な交流を通じ自らの考えを発信する機会を持つこと、また、本研修で得た知識や成果を基に日系社会をリードする発信力のある人材へと育成されるとともに、日本人の海外移住の歴史に関する学習、その他各種研修を通じて、自分たちのルーツと日本に対する理解を深めること、さらに自らの日系人としてのアイデンティティを改めて意識することをねらいとしています。

【研修員】

1. 対象国および受入計画数

12か国 31名（+引率者3名）

対象国	人数	対象国	人数
ブラジル	14名	ドミニカ共和国	2名※
アルゼンチン	3名	ベネズエラ	
パラグアイ	3名	ウルグアイ	
ペルー	3名	チリ	
ボリビア	3名	キューバ	
メキシコ	2名		
コロンビア	1名		
		合計	31名

※ドミニカ共和国、ベネズエラ、ウルグアイ、チリ、キューバの5か国から2名の受入れ枠とする。

2. 研修概要

(1) 内容

	単元目標	想定される研修項目
1	日本人の海外移住の歴史の理解、また自分のルーツを学ぶことを通じて、日系人としてのアイデンティティを涵養する。	<ul style="list-style-type: none">・海外移住資料館等の見学。・移住に関する講義、ワークショップ。・各研修員のルーツを探る。

		<ul style="list-style-type: none"> ・2泊3日の研修旅行。 ・移住学習につながる事前課題等。
2	日本の文化、習慣を学び日本に対する理解を深めることを通じて、日系人としてのアイデンティティを涵養する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本理解に関する講義、ワークショップ、視察見学等。 ・高校体験入学で日本の高校生との交流、高校生活（授業、部活動等）の体験。 ・ホームステイで日本の家庭生活を体験する。 ・2泊3日の研修旅行。 ・日系留学生や日系社会研修員との交流会。
3	自らの考えを発信する機会を持つことを通じて、日系社会をリードする発信力のある人材を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション方法の指導、実践。 ・報告書作成。 ・講義、視察等を通じた学習成果及び帰国後将来の目標や計画の発表報告会。

【重要】実際の研修内容が上記から変更となる可能性があります。

(2) 研修期間（予定）：24日間

2027年1月18日（月）から2027年2月10日（水）

(3) 使用言語

英語/日本語

（講師が日本語で講義を行う場合は英語の通訳を配置します。）

3. 資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること。

※日本人移住者の血統を引く者を指します。

※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。

(2) 研修参加時点での年齢が日本の高校生相当（16歳以上、18歳以下）であること。

(3) 本事業対象国の教育機関に所属し、品行方正かつ将来の日系社会の発展に貢献するに十分な素質があると認められること。

(4) 自分のルーツや日本に対する理解を深める強い意志があること。

(5) 研修の講義を受講し、かつ議論に参加できるレベルの英語力を有すること。また、日常会話レベルの日本語力を有することが望ましい。

(6) 心身ともに健康であり、本邦での集団生活に耐えられること。

(7) 来日から帰国までJICA指定の全日程に参加できること。

(8) 親権者または保証人の同意が得られること。

4. 所要経費

規程に基づき次の経費を JICA が負担します。

(1) 指定する経路の往復航空運賃（ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。）

(2) 本邦での国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費

(3) 乗継のための第三国での宿泊に係る経費

※原則、自国内移動の際に生じる宿泊に係る経費は自己負担です。

※乗継時間 6 時間未満の滞在は対象外です。

(4) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中生活費（食費）（規定に応じて来日後に日本円で支給します。）

※日をまたがない 6 時間以上の第三国滞在の場合、生活費は支給されません。

〈支給額〉

1) 本邦滞在中 生活費 2,200 円/日 ※朝食及び夕食費として

(ただし、現物支給されない日のみ現金支給とします。)

2) 第三国滞在中 生活費 4,000 円/日 ※朝食、昼食及び夕食費として

※航空会社が手配したホテルに宿泊する場合、食事が提供されることがあります。その際は生活費が支給されません。

(5) 本邦宿泊施設の利用料金

(6) 海外旅行保険料

原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。

※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。

但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

〈留意事項〉

各国の国内線利用区間は保険対象外です。必要な場合は各自で加入してください。

(7) 所外研修、高校での研修、研修旅行のために必要な交通費

(8) 研修先に対する研修経費

5. 応募書類

応募書類は以下(1)～(6)のとおりです。

- ・ 作成の際は、2027 年研修初日時点の情報を記入してください。
- ・ JICA 様式を使用してください。

(1) JICA 様式

1) 身上書 (様式第 1 号)

- ・パソコン入力可。
- ・氏名（日本語）：
この書類に書かれた氏名表記（漢字・ひらがな・カタカナ）にしたがって、短期滞在査証の申請書類を作成しますので、自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。漢字・ひらがな・カタカナのどの文字を用いるかについても、注意してください。
- ・氏名（アルファベット）：
この書類に書かれた氏名表記（アルファベット）にしたがって、航空券の予約の確認等を行います。自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無にも注意して記入してください。旅券と航空券の氏名表記が異なると、搭乗できなくなります。
※旅券をこれから申請する方は、必ず旅券申請する氏名表記で記載してください。旅券と査証、航空券の氏名表記が異なると、渡航できなくなりますので注意してください。
- ・国籍：渡航に使用する旅券に記載されている国籍を記入してください。
※国によって短期滞在査証が免除となる場合があります。詳細についてはJICA事務所からの指示に従ってください。

2) 親権者の誓約・同意書 （様式第2号）

- ・サインは必ず親権者に書いてもらってください。

3) 病歴申告書 （様式第3号）

- ・応募者のサイン欄は、必ずご本人がサインしてください。
- ・パソコン入力可（署名は自筆）
- ・JICA様式による自己申告です。合格者は、病歴申告書の記載内容によっては、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。
- ・提出前に未回答項目や記入漏れがないか、確認してください。
- ・既往症、服薬中の薬、アレルギー等の持病も、必ず申告してください
- ・現在治療を受けている疾患があれば、応募時に研修参加に支障がない旨の主治医の診断書も提出してください。
- ・既往症や服用中の薬、アレルギーがない場合も、記載内容によって主治医の診断書を提出していただく場合があります。
- ・研修期間中に既往症や持病が悪化した場合、国内医療機関受診時に発生する医療費は海外旅行保険適用外のため全額自己負担となります。
- ・応募時以降に健康状態に変更が生じた場合は応募した各事務所へ必ず連絡してください。

※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。
但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

※記入事項に虚偽があると判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

4) 小論文（「本研修の参加目的と計画」）（様式第4号）

「本研修になぜ参加しようと思ったのか。どのような目標を持っているか。帰国後、本研修の経験をどのように活かしたいか。」について、日本語又は英語で書いてください。

- ・パソコン入力可。
- ・日本語の場合は、手書きも可。

5) 肖像権および個人情報使用承諾書 （様式第5号）

・本研修期間中、広報（各種報告書含む）用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、研修員及び親権者が署名してください。

(2) 写真2枚（データ）

- ・最近6ヶ月以内に撮影したもの。
- ・身上書に貼付し、同じデータを他の応募書類とともに提出してください。

(3) 所属日系団体からの推薦状

正本1通

※所属団体がない場合は提出不要ですが、応募を機会に近辺の日系団体とコンタクトを取っておくことが望ましいです。

(4) 日本語能力試験認定書等の日本語能力に関する証明書

写し1通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

(5) TOEIC、TOEFL等英語能力に関する証明書類

写し1通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

(6) 旅券の写し

(1)1) 身上書に記載した通り、渡航時に使用する旅券の写しを提出してください。

① 既に旅券を所有している場合

査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。

② 旅券を所有していない場合

JICA からの合否の通知を待つことなく直ちに旅券の取得手続きを開始してください。

※合否に関わらず、旅券取得経費については自己負担です。

※上記必要書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日（各国によって異なる）までに揃っていない場合は受理できません。（8）旅券の写し②に該当する応募者の方は、早急に手続きを始めてください。

（注）提供された個人情報は、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等に利用します。

6. 応募書類の提出締切と提出方法

（1）応募書類の提出締切

JICA 事務所の選考スケジュールに従い提出してください。

（2）提出方法

JICA 事務所の指定の方法で提出してください。

7. 受入決定

応募書類を基に JICA にて選考を行い、合格通知を発出します。

8. 研修員の資格取り消し

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この場合、

（6）および（8）の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

（1）JICA の規則、指示及び決定に従わなかったとき

（2）研修先の規則に違反した場合

（3）日本国の法令に違反した場合

（4）本人の故意、重大な過失又は怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき

（5）本人の都合により研修を中断したとき

（6）心身の障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき

（7）応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

（8）その他 JICA が止むを得ないと認める事由があるとき

9. 帰国報告会

研修員は帰国後、居住地近隣の日系団体等（日本人・日系人協会、各都道府県人会等）で報告会を行うことが義務付けられています。帰国報告会の実施及びその報告書を在外事務所担当者に提出してください。報告書の様式は JICA 事務所から手交されます。

※報告会は、研修員が体験したことについて、日系団体等に共有するとともに本事業の広報の目的としても位置づけています。

(1) 提出締切

JICA事務所のスケジュールに従い提出してください。

(2) 提出方法

JICA事務所の指定の方法で提出してください。

10. 施設利用

研修プログラムは周辺施設にて実施されることがあります。

11. その他

感染症や災害発生等により、研修プログラムの変更、または来日中止となることがあります。

【引率者】

1. 引率者の招へい

渡航中・研修中の研修員の生活指導・健康管理その他必要な指導のため、下記のとおり引率者を招へいします。

引率者の主な役割

- ・ 往路・復路における研修員の引率
- ・ 研修員の健康等、生活面に係る指導及び対応
- ・ 研修プログラムへの同行及び実施補助
- ・ 引率者最終報告会の実施
- ・ 研修員宿泊フロアの夜間巡回による安全管理・指導
- ・ けがや急病などの一次受付、及び二次対応者への連絡
- ・ 研修員の心身の健康管理
- ・ 休日の研修員外出時の親族への引き渡し
- ・ 朝の引継ぎ、夜のミーティング出席
- ・ 朝、研修員の確認
- ・ その他、研修員の健康・安全管理と研修実施において必要な業務

※研修員の年齢に応じた対応が必要になります。

※夜間や研修プログラムの実施されていない日の対応については研修プログラム実施中の主な引率者役割へ負担とならぬよう分担して遂行していただくことを想定しています。

※来日前（オンライン）来日後、引率者へのブリーフィングを実施します。

2. 2026 年度引率者選出国

- (1) ブラジルの日本語学校から教員 1 名
- (2) ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ペルー、アルゼンチン、メキシコ、ドミニカ共和国、コロンビア、ベネズエラ、ウルグアイ、キューバ、チリ（研修員選出国）の日系社会関係者 2 名

3. 資格要件

(1) 引率者（ブラジル日本語学校教員）

- 1) 満 20 歳以上で、日本語学校での勤務歴 2 年以上であること。
- 2) 日本語学校での教師歴が 2 年以上であること。
- 3) 研修員と同年代の子弟を対象としたクラスを担当した経験があること。
- 4) 日本語能力は N2 程度以上、かつスペイン語圏の研修員とスペイン語または英語で意思疎通ができること。
- 5) 健康で責任をもって業務を遂行できること。

(2) 引率者（日系社会関係者）

- 1) 満 20 歳以上の日系社会の関係者（日本語学校教員、日本人協会会員、JICA 帰国研修員等）であること。
- 2) 日常的に日系社会で研修員と同世代の子弟と接している方が望ましい（参加研修員の保護者は対象外）。
- 3) 日本語能力は日常会話（N3）程度以上。研修員とスペイン語/英語/ポルトガル語で意思疎通ができること。
- 4) 健康で責任をもって業務を遂行できること。

4. 所要経費

規程に基づき次の経費を JICA が負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担。）

- (2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費

（3）乗継のための第三国での宿泊に係る経費

※原則、自国内移動の際に生じる宿泊に係る経費は自己負担です。

※6 時間未満の滞在は対象外です。

- (4) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中の生活費等は、規定に応じて来日時に日本円で支給します。

※日をまたがない 6 時間以上の第三国滞在は対象外です。

〈支給額〉

- 1) 本邦滞在中 生活費：5,000 円/日（食事の現物支給がない日。）

【内訳】食費 1,100 円 × 3 食 + 雑費 1,700 円

※現物支給がある日は、その回数に応じて差し引いて支給されます。

2) 第三国滞在中 生活費: 4,000 円/日 (朝食、昼食及び夕食費として)

※航空会社が手配したホテルに宿泊する場合、食事が提供されることがあります。その際は生活費が支給されません。

(5) 本邦宿泊施設の利用料金

(6) 海外旅行保険料（往路・研修期間・帰路に係る期間。）

原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。

※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。

但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

〈留意事項〉

各国の国内線利用区間は保険対象外です。必要な場合は各自で加入してください。

(7) 所外研修や研修旅行等に係る横浜での滞在先と訪問先の間の往復旅費

(8) 研修先に対する研修経費

5. 応募書類

応募書類は以下(1)～(3)のとおりです。

- ・ 作成の際は、2027年研修初日時点の情報を記入してください。
- ・ JICA様式を使用してください。

(1) JICA様式

1) 身上書（引率者用） （様式第1号）

- ・ パソコン入力可。

- ・ 氏名（日本語）：

この書類に記載の氏名表記（漢字・ひらがな・カタカナ）にしたがって、短期滞在査証の申請書類を作成しますので、自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。漢字・ひらがな・カタカナのどの文字を用いるかについても、注意してください。

- ・ 氏名（アルファベット）：

この書類に記載の氏名表記（アルファベット）にしたがって、航空券の予約の確認等を行います。自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無にも注意して記入してください。旅券と航空券の氏名表記が異なると、搭乗できなくなります。

※旅券をこれから申請する方は、必ず旅券申請書に記入する氏名表記で記載してください。

- ・国籍：渡航に使用する旅券に記載されている国籍を記入してください。

※国によって短期滞在査証が免除となる場合があります。詳細についてはJICA事務所からの指示に従ってください。

2) 誓約書（引率者用） （様式第2号）

- ・応募者のサイン欄は、必ずご本人がサインしてください。

3) 病歴申告書 （様式第3号）

- ・応募者のサイン欄は、必ずご本人がサインしてください。
- ・パソコン入力可（署名は自筆）
- ・JICA様式による自己申告です。合格者は、病歴申告書の記載内容によっては、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。
- ・提出前に未回答項目や記入漏れがないか、確認してください。
- ・既往症、服薬中の薬、アレルギー等の持病も、必ず申告してください。
- ・現在治療を受けている疾患があれば、応募時に研修参加に支障がない旨の主治医の診断書も提出してください。
- ・既往症や服用中の薬、アレルギーがない場合も、記載内容によって主治医の診断書を提出していただく場合があります。
- ・研修期間中に既往症や持病が悪化した場合、国内医療機関受診時に発生する医療費は保険適用外（全額自己負担）となります。
- ・応募時以降に健康状態に変更が生じた場合は応募した各事務所へ必ず連絡してください。

※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。

研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。
但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

※記入事項に虚偽があると判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

4) 小論文 （様式第4号）

「日系継承教育についての考え方」について日本語又は英語で書いてください。

- ・パソコン入力可。
- ・日本語の場合は、手書きも可。

5) 肖像権および個人情報使用承諾書（引率者用） （様式第5号）

- ・本研修期間中、広報（各種報告書含む）用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、引率者ご本人

が署名してください。

(2) 写真 (データ)

- ・ 最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。
- ・ 身上書に貼付し、同じデータを他の応募書類とともに提出してください。

(3) 旅券の写し

5. (1) 1) 身上書に記載した、渡航時に使用する旅券の写しを提出してください。

① 既に旅券を所有している場合

査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。

② 旅券を所有していない場合

JICA からの合否の通知を待つことなく直ちに旅券の取得手続きを開始してください。

※合否に関わらず、旅券取得経費については自己負担です。

※上記必要書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日（各国によって異なる）までに揃っていない場合は受理できません。（3）旅券の写し②に該当する応募者の方は、早急に手続きを始めてください。

（注）提供された個人情報は、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等に利用します。

6. 応募書類の提出締切と提出方法

(1) 提出締切

在外事務所の選考スケジュールに従い提出してください。

(2) 提出方法

各在外事務所の指定の方法で提出してください。

7. 受入決定

応募書類を基に JICA にて選考を行い、合格通知を発出します。

【注意事項（研修員・引率者・ご家族の方）】

1. 研修参加にあたって

- (1) 感染症や災害発生等により、研修プログラムの変更または来日が中止となることがあります。
- (2) フライトスケジュールは JICA 在外事務所が決定の上、合格者に連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は、研修員/引率者の自己負担であっても認められません。研修

終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。

- (4) 原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (5) 家族の同伴は認められません。

2. 渡航準備

(1) 旅券

旅券を所持していない研修員と引率者は、早急に申請手続きを開始してください。
仮合格の連絡を受けてから旅券取得手続きを開始すると、査証取得が間に合わない
おそれがあります。

※日本旅券を申請する場合には、戸籍謄本の取得等に時間を要します。

(2) 滞在査証

査証は、日本の外務省で審査が行われた後、居住国の日本領事館から発給されます。
国によっては査証が免除される場合がありますので、JICA 事務所の指示に従ってく
ださい。

(3) その他必要書類

1) 身分証明書等

日本旅券で渡航する研修員は、居住国における身分証明書等、在住国に居住
していることを示す書類を、念のため持参してください。（原本の持参が難
しい場合には写しを持参してください。）

帰国時、見かけ上、日本人が片道航空券で居住国に渡航するようにも見えるため、
帰路空港でのチェックイン時に航空会社から、当該研修員が貴国に居住している
(永住権・定住権等がある)ことを示す書類の提示を求められるケースがあります。

2) 出国承諾書等

居住国や経由する国によって査証以外の必要書類（未成年者の渡航に対する親
権者の承諾書等）が要求されることがあります。

3. 滞在中

- ・ 滞在中の宿泊は、JICA 横浜宿泊棟を予定しますが、これが利用できない場合には、
周辺の宿泊施設に宿泊します。
- ・ 研修プログラムは、JICA 横浜セミナールームでの実施を予定しますが、これが利用
できない場合には、周辺施設で実施します。

以上

別紙 1 【研修員】応募様式

別紙 2 【引率者】応募様式